## 一般社団法人日本旅館協会 御中

観光庁観光産業課長

観光施設における心のバリアフリー認定制度の創設および公募開始について

日頃より観光行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、観光庁は、バリアフリー対応に取り組み、その情報を積極的に提供している観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を創設し、下記の通り、令和2年12月25日より公募を開始します。

これにより、観光施設のバリアフリー対応とその情報発信を支援し、ご高齢の方や障害のある方が旅行しやすい環境を整備してまいります。

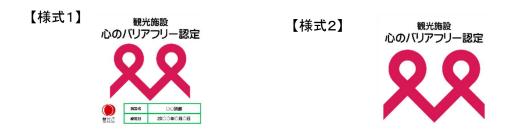
つきましては、貴協会会員に対し本制度について広く周知いただけますよう、お願い申し上げます。

記

- 1. 公募開始日 令和2年12月25日(金)
- 認定対象
  宿泊施設、飲食店、観光案內所
- 3. 認定基準・申請方法 (要綱・様式) 別紙または以下 URL より観光庁ウェブサイトをご覧ください。 URL: https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/innovation\_00001.html

## 4. 認定マーク

認定を受けた観光施設は、観光庁が別途定める要綱・ガイドラインに従い認定マークを 使用することができます。



【問い合わせ先】

観光庁 観光産業課 担当:伊藤、藤原、谷川、竹川、末廣電話:03-5253-8111 (内線 27-323) 03-5253-8330 (直通)